

東京都立中野特別支援学校教職員倫理要綱

障害のある児童・生徒が、住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳が守られ、自立と社会参加が保障されて生きていくことは当然の権利です。私たち教職員は、児童・生徒一人一人の教育ニーズを踏まえた指導を行うことにより、児童・生徒が自尊感情・自己肯定感を育て、地域社会で積極的、意欲的に生きていくための教育支援の充実を図ることが求められています。

それには、児童・生徒の自己決定を尊重し、質の高い教育の実施や地域の関係機関とのネットワークの充実を目指し、地域生活に必要な環境の構築を図り、さらに、私たち教職員の意識のもち方、新たな取組への工夫が必要であり、常に人権を尊重した基本姿勢を堅持し、創意工夫をもって児童・生徒への教育支援を実施しなければなりません。

教育とは、教職員と児童・生徒との間に親密な相互関係が働くことにより大きな教育成果を得られるものです。そのため、私たちの教育が一方的になっていないかを児童・生徒の立場に立って常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この教職員倫理に反する行いは、相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しまないことが重要です。

ここに、東京都立中野特別支援学校教職員倫理要綱を設置し、本校教職員の人権感覚を磨くことを広く本校関係者と地域の方々に宣言し、具体的な行動指針を別紙のとおり定め、これを遵守いたします。

- 1 私たち教職員は、児童・生徒の人としての尊厳を大切にし、児童・生徒の性別、性的マイノリティ、年齢、宗教、家庭状況、能力、障害程度、認知程度など、あらゆる理由において差別しません。
- 2 私たち教職員は、児童・生徒の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように指導上の工夫をし、教育支援を行います。
- 3 私たち教職員は、児童・生徒のプライバシーと個人情報を守り、侵害しません。
- 4 私たち教職員は、児童・生徒の人権を擁護する者としての自覚をもち、児童・生徒と常に人として対等な立場で接するとともに、必要な教育支援を求められたときは誠実に対応します。
- 5 私たち教職員は、児童・生徒への体罰、暴言、セクシュアル・ハラスメントなどのあらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- 6 私たち教職員は、児童・生徒の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
- 7 私たち教職員は、児童・生徒への的確な教育支援を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。
- 8 私たち教職員は、児童・生徒への指導にも心にも余裕をもって職務に当たるため、常に業務改善を行い、働き方改革を実行していきます。
- 9 私たち教職員は、児童・生徒の模範となるべく、私たち教職員同志も暴言やハラスメントなどのあらゆる権利侵害を絶対に行いません。

(別紙)

東京都立中野特別支援学校教職員倫理要綱に基づく行動指針

児童・生徒に対する教育支援は、校長の学校経営計画に基づき、教職員の一致した考えの基に行い、絶えず点検するように努めます。

1 人権の尊重と対等な立場での教育支援

- (1) 年齢にふさわしい敬称、接し方で指導、支援をします。
- (2) 児童・生徒が理解しやすい言葉、表現等を使います。
- (3) 障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言、行為をしません。
- (4) 体罰や肉体的苦痛を与えることはしません。
- (5) 威圧的・強圧的な指導、言葉かけ等、精神的な苦痛を与えることはしません。
- (6) 障害の呼称・状態等を表す用語を児童・生徒の前で差別的に使ったり、児童・生徒の言動や動作等のまねしたりする等、興味本位で接することはしません。
- (7) 食事を抜く等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- (8) 性的に不快にさせる行為や、そのおそれがある行為はしません。
- (9) 危険回避のための行動制限は、本人・保護者に明確な説明を行います。
- (10) 学校生活や施設設備等に対する児童・生徒及びその保護者等の意見や要望を聞く機会を設け、その改善に努めます。

2 児童・生徒の個性と主体性の尊重

- (1) 本人・保護者と相談の上、個別指導計画、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、その計画を基に指導、支援を行います。
- (2) 児童・生徒の嗜好やそれまでの生活習慣を尊重した指導、支援を行います。
- (3) 自己選択、自己決定をする機会をできるだけ設け、意欲的に活動できるように努めます。

3 プライバシーの保護

- (1) 職務上知り得た児童・生徒の個人情報には他に漏らしません。
- (2) 学校以外の場所に写真や名前、作品等を掲示・展示する場合は、本人・保護者の了解をとります。
- (3) 所持品の確認をする際は本人・保護者の了解をとります。
- (4) 本人・保護者の了解のもと、他の関係機関から情報を得るように努めます。

4 専門性の向上

- (1) 児童・生徒の指導内容や方法は、学習指導要領に準拠し、校長の学校経営計画の下、学級、学年、学部などの点検・確認をとおり、教職員の統一した考えで計画・実施します。
- (2) 教職員は、互いに啓発し合い、倫理の確立と専門性の向上に向けて積極的に研修に参加するなど、自己研鑽に努めます。

5 虐待に対する通報

教職員は、児童・生徒が精神的・肉体的な虐待状態におかれていることが明確になったときは、関係法令等に従い、速やかに関係機関に通報します。

附則

この要綱は、令和2年11月16日から施行する。